

銀行の貸倒引当金設定をめぐる会計政策

—— 税務政策・自己資本比率規制への対応の観点から ——

奥 田 真 也

1 貸倒引当金を巡る日米の相違

会計政策¹⁾の中でも昨今特に注目を集めているものとして、銀行における貸倒引当金の設定水準の問題がある。1990年代から現在にいたるまで続く不況の中、不良債権の増加とその処理の遅れが問題であるとししばしば報じられている。そして、不良債権償却水準が問題となるということは、会計の視点から言えば、貸倒引当金水準が本来あるべき水準から乖離しているということに他ならないであろう。

しかしながらこのような視点で日本の不良債権償却行動について実証的分析したものは大日方 [1998 (a)], [1998 (b)] 以外に見当たらない。これらの論文では規模仮説や自己資本比率規制、そして利益平準化が不良債権償却行動に影響を与えているか否かについて分析が行われており、本稿の主題である自己資本比率と貸倒引当金設定水準との間に明確な関連性は見出されていない。

むしろ、不良債権償却をはじめとする銀行の会計政策は何も日本だけで注目を集めた問題ではない。アメリカでもしばしばこの問題は、注目を集め数多くの分析が行われている。まず自己資本比率規制が貸倒引当金設定に影響を与えているか否かについては、Beatty et al. [1995], Ahmed et al. [1998], Niswander and Swanson [2000] でその可能性が示唆されているものの、Collins et al. [1995] では証拠が見出せないなど、米国でも見解がわかれている。さらに米国では貸倒引当金は基本的に損金算入されないことから、そもそも税務政策の観点で貸倒引当金設定を考察することはない。よって、これらの要因が貸倒引当金設定にどの

ように影響を与えているかを検証する価値はあるといえよう。

さらに日本には、個別貸倒引当金の増加が自己資本比率に単純にマイナスの影響を与えるというアメリカにはない特徴がある。アメリカでは、貸倒引当金は限度額までであれば Tier II に算入されるので、限度額までは償却を進めれば進めるほど税効果分だけ自己資本が増加する。ところが、日本では一般貸倒引当金はアメリカと同様の処理が行われるものの、不良債権償却に主に用いられると考えられる個別貸倒引当金に関しては、そのすべてが自己資本に算入されない。このため、個別貸倒引当金による償却を行えば行うほど自己資本比率が低下するのである。よって日本で自己資本比率規制が貸倒引当金設定に影響を与えるとするならば、不良債権償却抑制の方向に影響を与えることになる可能性が高い。これは、アメリカと比べて日本の不良債権償却が遅れているといわれる通説の一説明要因となるだろう。

そこで本稿では、税務政策や自己資本比率規制が不良債権償却に影響を与えたのか否かについて日本の地方銀行をサンプルに検証する。この検証を行うにあたり、本稿では以下のように論を進める。まず第2節では、税務政策や自己資本比率規制がどのように不良債権償却に影響を与えるかについての仮説を提示し、モデルを構築する。第3節では本稿の検証に用いるサンプルを示した上で、分析結果を提示し、その結果の解釈を行う。最後に第4節で本稿の結論と今後の課題を示す。

2 仮説の提示とモデル構築

本稿では一般貸倒引当金と個別貸倒引当金という2種類の貸倒引当金の焦点をあてて分析を行う²⁾。まず一般貸倒引当金とは、税法上では従来から貸倒引当金と呼ばれていたものであり、債権額に一定の繰入率を掛けることで引当金設定額が計算される。一方個別貸倒引当金は、不良債権化した債権に対する貸倒引当金であり、個別に引当額を見積もって引当額が設定される。

この2種類の貸倒引当金は、名称こそ同じ貸倒引当金であるが、まず自己資本比率に与える影響が異なっている。また、平成10年度までは個別貸倒引当金は債

権償却特別勘定と呼ばれており、租税特別措置法上の引当金であって、法人税法上の引当金とは区別して取り扱われていた。このことから、この2種類の引当金は本稿の問題意識である税務政策や自己資本比率規制の対応に関しては異なった効果を与えると考えられる。そこで、本稿では、2種類の引当金を区別して取り扱う。

2-1 税務政策仮説

まず個別貸倒引当金の設定に関する要因として税務政策を採りあげる。税務政策とは、企業の直面する限界税率³⁾の違いにより生じる企業の会計政策のことである。限界税率の違いの主な要因は繰越欠損金により過去の税金納付分が還付されることや、将来の課税所得を相殺することにより生じる。このように繰越欠損金により将来の課税所得の相殺が可能なので、将来において追加的に課税所得が増大しても、それに対応した法人税を納付する必要がある可能性⁴⁾がある。

不良債権償却という点から考えれば、繰越欠損金を持たない銀行は現在追加的に一単位償却額を増加させれば、納税額は法定税率分減少する。それに対して繰越欠損金を持つ銀行は当期の納税額を減少させることはできず、将来の課税所得と相殺できる欠損金を増やすだけである。ところが将来たとえ税金を減らせたとしても、時間価値分だけ価値は低い。よって、節税のために不良債権償却を行うメリットは、低いと考えられる。

ところで、貸倒引当金繰入が一部とはいえ損金扱いされることは、アメリカと違った日本の特徴であり、仮説検証は日本独自の意味を持つと考えられる⁵⁾。なお、平成10年に行われた税制改革により、平成11年度には平成10年度よりも実効税率が低くなっている。このため、平成10年度の方がより課税所得を減少させることによる節税額が大きくなる。このため、節税インセンティブが強く働くと考えられる。以上をまとめると以下の二つの仮説になる。

H1 (a) 限界税率の高い銀行のほうが、低い銀行よりも不良債権処理に積極的である。

H1 (b) 繰越欠損金を持たない銀行は、平成10年の方が不良債権償却に積極的である。

2-2 自己資本比率規制仮説

次に自己資本比率規制が不良債権償却にどのような影響を与えるかの仮説を示す。自己資本比率規制とは、リスクアセットにしめる自己資本の比率を国際行であれば 8 % , 国内行であれば 4 % 以上に保たなければ、行政の経営への介入を受けるという規制である。このような規制に抵触するような状況に陥ると、銀行のイメージに対する悪影響があるだけでなく、経営者の経営責任も強く問われることになる。よって、銀行の経営者としては自己資本比率を一定以上高くするインセンティブが働くと思われる。

ところで、自己資本比率規制に用いられるリスクアセット額や自己資本額は通常の会計のそれとは異なる。本稿の関心事である貸倒引当金に関していえば、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金引当額とでその取り扱いが異なっている。まず分母となるリスクアセットへの影響であるが、どちらの引当金を多く積みましても、リスクアセット額は変動しない。一方、一般貸倒引当金は限度額以内であれば Tier II に算入されるため、一見すると自己資本額は変わらない。しかしながら、これにともない税引前利益が減少する。これにより有税償却であれば納税額が減少し、無税償却であれば繰延税金資産が増加することにより自己資本は税効果分増加する。つまり自己資本比率は上昇するのである。

これにたいして、個別貸倒引当金の場合は、Tier II に算入されない。このため自己資本額は引当費用から税効果を加え戻した分だけ減少する。つまり、資産が変化しないにもかかわらず資本は減少するので、自己資本比率が減少するのである。

なお、アメリカでは引当金による不良債権償却は日本における一般貸倒引当金と同じ扱いとなっている。つまり、限度額以内であれば引当金による償却額が大きければ大きいほど自己資本比率は増加するのである。このため、自己資本比率が低い銀行ほど不良債権償却を行おうとするインセンティブが働くと考えられる。

この一方で日本では不良債権償却に対応する個別貸倒引当金はアメリカと比較すると、逆に自己資本比率を低下させる方向に作用するので、引当金設定のインセンティブの働く方向も逆になると考えられる。そこで、本稿の仮説が正しければ、日本がアメリカに比べて不良債権償却行動が遅れているという通念を説明する大きな要因になると考えられる。

なお、本稿の対象とする地方銀行では、早期是正措置は平成11年度から導入された。このため、早期是正措置導入後と導入以前では導入後の方が、自己資本比率規制をにらんだ会計政策のインセンティブがより高まると考えられる。これらを考慮すると、以下のようにまとめられる。

H2 (a) 自己資本比率規制に抵触しそうな銀行であれば銀行であるほど、一般貸倒引当金繰入額を増加させる。

H2 (b) 自己資本比率規制に抵触しそうな銀行であれば銀行であるほど、個別貸倒引当金繰入額を減少させる。

H2 (c) 平成12年3月期はそれ以前と比較して、自己資本比率規制を睨んだ不良債権償却がより積極的に行われる。

2-3 モデル構築

以上2つの仮説を以下のモデルで検証する。

$$OLLP_i = a_1 + a_2 MT_i + a_3 CR_i + a_4 BOLL A_i + a_5 \Delta L1_i + a_6 \Delta L2_i + a_7 \Delta L3_i + \varepsilon_i$$

$$ILLP_i = b_1 + b_2 MT_i + b_3 CR_i + b_4 BILL A_i + b_5 \Delta L4_i + b_6 \Delta L5_i + \varepsilon_i$$

各変数の定義は以下のとおりである。

裁量前総資産：総資産＋(一般貸倒引当金変化額＋個別貸倒引当金繰入額)×0.6

規制自己資本比率：国内行なら4%，国際行は8%

裁量前自己資本：自己資本額＋個別貸倒引当金繰入額×0.6

$OLLP$: 一般貸倒引当金変化額/裁量前総資産

$ILLP$: 個別貸倒引当金純繰入額/裁量前総資産

MT : 繰越欠損金があれば0, なければ1

CR : 裁量前自己資本額/リスクアセット合計額-規制自己資本比率

$BOLLA$: 一期前の一般貸倒引当金額/裁量前総資産

$BILLA$: 一期前の個別貸倒引当金額/裁量前総資産

$\Delta L1$: 正常債権変化額/裁量前総資産

$\Delta L2$: 貸出条件緩和延滞債権変化額/裁量前総資産

$\Delta L3$: 3ヶ月以上延滞債権変化額/裁量前総資産

$\Delta L4$: 延滞先債権変化額/裁量前総資産

$\Delta L5$: 破綻先債権変化額/裁量前総資産

ε : 攪乱項

まず, 説明変数の間接償却額として一般貸倒引当金変化額 ($OLLP$) と個別貸倒引当金純繰入額 ($ILLP$) を用いた。なお, 不均一分散の問題に対処するため, 説明変数に自己資本比率という比率の変数が入っているため, これらの変数は裁量前総資産で除してある。

つぎに, 限界税率の代理変数として設けたのが繰越欠損金の有無に関するダミー変数 (MT) を採用した。繰越欠損金があれば, 限界税率は減少する。このため, このダミー変数は限界税率が高いことを示す変数であると解釈ができる。自己資本比率規制に関するインセンティブを示す変数としては, 裁量前自己資本比率 (CR) を用いた。この計算手順は以下のとおりである。まず規制に用いられる自己資本額を税効果を考慮して個別貸倒引当金繰入額の0.6倍を加え戻して, 裁量前自己資本額を計算した。これを規制上のリスクアセットで除して, 裁量前自己資本比率を計算した。ここから早期是正措置の対象となる自己資本比率を引いたものが CR となる。つまり, 自己資本比率規制に抵触するまでの余裕度を表す変数となる⁶⁾。これが低ければ低いほど, 自己資本比率規制に抵触する可能性が高まり, 一般貸倒引当金の引当額は増加し, 個別貸倒引当金の引当額は減

少すると考えられる。

最後にコントロール変数であるが、これには、前期各貸倒引当金設定額と前期から今期にかけての各不良債権変化額を裁量前総資産で除したものをを用いた。これらは、Beatty et al. [1995] と同様のものであり、すべて当期の個別貸倒引当金繰入額を増加させる変数であると考えられる。なお、不良債権額は二年度分を用いることができるという理由で、全銀協の開示基準の数値を用いた。

3 サンプルと検証結果

3-1 サンプル

本稿では利用するサンプルの検証期間を平成10年度と平成11年度との2期とした。この期間を採用した理由は、税務政策を調べるためには、繰越欠損金の有無についてのデータが必要となるが、このデータは税効果会計の注記から得ているため、税効果会計導入後の平成10年度からでないと検証ができないというのが理由である。また地方銀行に早期に正措置が導入されたのは、平成11年度からであり、2期を比較することで、制度導入により引当金設定行動の変化を検証することができるのも、この2期をサンプルとして選んだ理由である。

次に検証対象の銀行としては、公開しておりかつ破綻状態にない地方銀行と第二地銀にサンプルを絞った。この結果、みなと（みどり）銀行がサンプルから除外された。さらに、平成10年度には青森銀行、みちのく銀行、広島銀行、肥後銀行の4行が税効果会計を採用していなかったため、これらもサンプルから除外した。また検証対象となる財務数値は単体のものに限定している。これは、連結における一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の内訳が明らかになっていないためである。

なお、本稿で用いたデータは基本的な財務データに関しては全国銀行協会連合会が公表している『全国銀行財務諸表分析』を用いた。また、自己資本比率規制に用いられているリスクアセットや自己資本額、そして繰越欠損金の有無については、有価証券報告書より入手した。

3-2 検証結果

第 2 節で構築したモデルを OLS で推定した結果が表 1 と表 2 である。なお、全てにおいて攪乱項の不均一分散が検出されなかったので、標準誤差の推定は均一分散を仮定した上で行った。なお、年度による行動の違いを観察するために、サンプルをプールしたものと各年度の 3 種類の検証を行っている。

3-2-1 一般貸倒引当金

一般貸倒引当金について検証結果を表 1 に示してある。まず税務政策に係る仮説から検証する。本稿では、符号はプラスが期待されたが、全てのモデルにおいて符号がマイナスである。また両側検定を行ったとしても、この係数が 0 と有意に異なるという帰無仮説は棄却されなかった。また、税率が低下した平成 10 年度と 11 年度で行動が異なるという帰無仮説も棄却されなかった。つまり、一般貸倒引当金を用いた税務政策はその存在が確認されなかったのである。

次に仮説 2 についてであるが、全てのデータにおいて符号条件が期待されたマイナスと異なり、プラスである。またプールデータと平成 10 年度のデータでは 1 %水準でこの変数が影響を与えていないという帰無仮説が棄却されている。さらに、両年度で行動が変化していないという帰無仮説も棄却されなかった。このことから、仮説 2 についてはむしろ仮説と逆の証拠が得られたことになる。これは、一般に自己資本比率の低い銀行はリスクが高いといわれるが、それを反映して、リスクの高い銀行がより多く償却をしていることを示しているのかもしれない。

最後に各コントロール変数についてであるが、平成 12 年度の貸出条件緩和債権を除いて、全ての符号条件が一致している。またプールデータでは全て統計的に有意な結果が出ている。つまり、債権の増加が、貸倒引当金の増加につながるという結果が検出されているのである。

表1 検証結果 (一般貸倒引当金)

係数 (t 値)	符号 条件	プール	平成10年度	平成11年度	年度差の検定: t 値
定数項: a_1	?	0.0019 (-7.81***)	-0.0014 (-3.66***)	0.0020 (-7.71***)	1.25
MT: a_2	+	-0.000026 (-0.17)	-0.000077 (0.41)	-0.000025 (-0.13)	-0.34
CR: a_3	-	0.000035 (2.89***)	0.000023 (1.20)	0.000032 (2.34**)	0.30 .
BOLLA: a_4	+	0.51 (27.19***)	0.50 (23.37***)	0.48 (16.84***)	0.70
$\Delta L1$: a_5	+	0.061 (3.08***)	0.0016 (1.79*)	0.0079 (2.27**)	-1.02
$\Delta L2$: a_6	+	0.000000001 (2.98**)	0.0082 (1.00)	-0.00037 (-0.05)	-1.64
$\Delta L3$: a_7	+	0.0060 (3.75***)	0.013 (0.53)	0.071 (1.81*)	0.75
Adj. R^2		82.9%	96.3%	67.5%	
サンプル数		183	85	88	

注: *** 1%有意 ** 5%有意 *10%有意 すべて両側検定 以下同じ

3-2-2 個別貸倒引当金

表2が個別貸倒引当金の検証結果である。まず仮説1(a)に関する変数であるMTは、どのモデルにおいても符号条件を満たさず、負になっており、仮説1(a)を満たす結果は得られていない。また平成10年度よりも平成11年度の方が絶対値で見ると小さくなっている。つまり、平成10年度の方がより消極的な税務政策を行っていたことになり、仮説1(b)を満たす結果も得られていない。以上より、税務対策に関しては納税額の割引現在価値を最小化するという行動よりも、むしろ利益管理でいうところの、「ビッグパス」と同様の行動が示唆されたといえよう。

次に仮説2の不良債権償却行動についてであるが、プールデータで見た場合と平成10年度では逆に自己資本比率に対してマイナスとなっており一見、仮説2

(b)は棄却されたかに見える。しかしながら平成11年度になると一転して10%水準ではあるものの正で有意となる。また平成11年度の方が不良債権償却に積極的になるという仮説2(c)の検証にあたるCRの係数が平成10年度と11年度で差があるという検定も1%で有意である。このため、仮説2(c)は受容されと考えられる。これらは制度導入前と後で償却行動が異なることは規制導入が債権償却行動に影響を与えたという証拠となるであろう。また、平成10年度においては仮説が満たされなかった理由として、制度導入前に大幅な不良債権償却を行って、制度導入後の償却戦略に余裕をもたせたと考えられるのではないだろうか。

なお、コントロール変数についてであるが、前期の個別貸倒引当金額は仮説2より有意であるものの、不良債権変化額については、特に破綻先債権額について符号条件が合わない。また、延滞先債権額については統計的に有意でない。破綻先債権額が符号条件と合わない可能性としては、間接償却でなく直接償却にまわされる額が増えている可能性も考えられるが、そもそも不良債権の開示やその処

表2 検証結果(個別貸倒引当金)

係数 (t 値)	符号 条件	プール	平成10年度	平成11年度	年度差の検定: t 値
定数項: b_1		0.0026 (2.45**)	0.0062 (3.46***)	0.0015 (1.74*)	-2.48**
MT: b_2	+	-0.0022 (-3.24***)	-0.0024 (-2.28**)	-0.00011 (2.23**)	-0.55
CR: b_3	+	-0.000039 (-0.68)	-0.00037 (-3.67***)	0.0016 (2.61***)	-4.56***
BILLA: b_4	+	0.35 (20.82***)	0.38 (16.23***)	0.22 (11.39***)	4.99***
$\Delta LA: b_5$	+	0.51 (0.21)	0.22 (2.03**)	0.016 (0.81)	2.15**
$\Delta L5: b_6$	+	-0.40 (-5.40***)	-0.22 (-1.82*)	-0.35 (-5.45***)	-0.99
Adj. R^2		74.7%	84.9%	65.4%	
サンプル数		183	85	88	

理に恣意が働いている可能性を示唆しているのかもしれない。このことは、債権の増加が引当金の増加につながっていた一般貸倒引当金の場合と対照的である。これは、一般貸倒引当金よりも個別貸倒引当金の方が、会計政策の道具として用いられる可能性が高いことを示唆しているといえよう。

4 結論

以上の分析から以下のことが示された。まず一般貸倒引当金よりも個別貸倒引当金の方がコントロール変数である債権変化額によって説明される部分が多く、逆に会計政策を示す変数によって説明される部分が少ない。よって、一般貸倒引当金よりも個別貸倒引当金の方が会計政策の道具として用いられていることが示唆されているといえよう。このことから、一括して貸倒引当金と表示されている現状では、両者の区別がつきにくく、これにより、市場に対して情報がきちんと提供されていない可能性が考えられる。これを市場が見透かしているか否かは、今後の検討が必要となろう。

次に個別貸倒引当金についてであるが、まず税務政策については、予想された行動はまったく逆の反応であった。これについては、税金の「ビッグバス」のような行動があることを示唆しているのかもしれない。しかしながら、税務上のビッグバスを行ったとしても、将来の納税額の割引現在価値が、繰越欠損金の失効確率が増すことで、増えることはあれ、減ることはない。よって、単なる納税額減少以外の税務行動について今後分析を深める必要があると考える。

最後に自己資本比率規制についてであるが、規制導入前に比べて、規制導入後は自己資本比率が減少すれば、償却額も減少するように行動が変化している。これは当初示した仮説が支持されているといえよう。これは、日本で自己資本比率規制が間接償却の妨げになっている可能性を示唆するものであり、日本とアメリカの不良債権償却行動の違いを説明する一要因と考えられる。

最後に本稿の課題を挙げておく。1つは本稿で示した税務政策におけるビッグバスとはいったいどのような要因に基づくものなのかが明確になっていないことである。これについては、将来の利益など限界税率に影響を及ぼす他の変数も考

慮に入れた分析が必要になると考えられる。

もう1つは、銀行の会計政策として不良債権の償却行動として、引当金繰入、つまり間接償却にしか焦点をあてていないことである。不良債権償却行動については他にも直接償却などの手段があり、これらの手段がどのように会計政策として利用されているかは、今後の課題である。

- 1) 会計政策とは、伊藤 [1996] で「企業経営者が一定の目的を達成するために会計変数を戦略的に制御すること」(p.550)と定義されている。
- 2) なお、貸倒引当金にはもう1種類、海外債権償却特別勘定もある。ところが、本稿では地方銀行にサンプルを絞っているがゆえに、この勘定を計上しているサンプルが限られている。そこで、本稿では海外債権償却特別勘定は考察から外した。
- 3) 限界税率とは、「限界的な課税所得の増加により支払わなくてはいけない、現在と繰り延べられた納税額の現在価値」のことである (Scholes et al. [2001], p. 157)。
- 4) 現在の日本では、欠損金の繰り戻しが1年、繰越が5年間のみ認められている。
- 5) 償却額のうちどの程度が無税償却でどの程度が有税償却かについては、税効果会計の注記では貸倒引当金の分類がなされていないので、推定できなかった。そこで、全ての引当が税務政策に依存すると考えた。
- 6) 自己資本比率規制への抵触可能性を示す変数としてこのような余裕度を用いているものとして、平成10年版経済白書がある。

参考文献

- Ahmed, A. S., C. Takeda and S. Thomas, "Bank loan loss provisions: a reexamination of capital management, earnings management and signaling effects," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 28, Vol.1, pp.1-25, 1998.
- Beatty, A., S. Chamberlain and J. Magliolo, "Managing financial reports of commercial banks: the influence of taxes, regulatory capital and earnings," *Journal of Accounting Research*, Vol. 33, No.2, pp.231-262, 1995.
- Collins, J., D. Shackelford and J. Wahlen, "Bank differences in the coordinating regulatory capital, earnings and taxes," *Journal of Accounting Research*,

Vol. 33, No. 2, pp 263-292, 1995.

Niswander, F. and E. P. Swanson, "Loan, security, and dividend choices by individual (unconsolidated) public and private commercial banks," *Journal of Accounting and Public policy*, Vol. 19, No. 2, pp.263-292, 2000.

Scholes, M. S., M. A. Wolfson, M. Erickson, E. L. Maydew and T. Shevlin, *Taxes and Business Strategy - A Planning Approach*, 2nd ed., Prentice-Hall. 2001.

伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』, 岩波書店, 1996年.

大日方隆「邦銀大手の債権償却-利益平準化仮説の検証-」『横浜経営研究』第18巻第4号, 1998年3月.

大日方隆「不良債権の償却情報の意味-“Earnings Response Coefficients”の検証を通じて-」, 日本銀行金融研究所ディスカッションペーパー, 1998年.

経済企画庁『平成10年版 経済白書』, 大蔵省印刷局, 1998年.

[2001年6月12日受稿
2001年7月9日レフェリーの審査を経て掲載決定]

(一橋大学大学院博士課程)